（ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第二十二条　ゴルフ場等に係る会員契約の適正化に関する法律施行規則（平成五年通商産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報通信の技術を利用する方法） **第九条の二**　法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　［略］ （電磁的記録媒体による手続） **第十四条**　第一条及び第四条の届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を提出することにより行うことができる。	（情報通信の技術を利用する方法） **第九条の二**　法第五条の二第一項の経済産業省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。 一　［略］ 二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法 2・3　［略］ （フレキシブルディスクによる手続） **第十四条**　次の表の上欄に掲げる届出書の提出については、当該届出書に記載すべきこととされている事項を同表の下欄に掲げる様式により記録したフレキシブルディスク及び様式第五のフレキシブルディスク提出票を提出することにより行うことができる。 ［削る］
［削る］	第一条の届出書　様式第六 第四条の届出書　様式第七
（フレキシブルディスクの構造） **第十五条**　前条のフレキシブルディスクは、次の各号のいずれかに該当するものでなければならない。 一　日本産業規格Ｘ六二二一に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ	［削る］
［削る］	二　日本産業規格Ｘ六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジ （フレキシブルディスクの記録方式） **第十六条**　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従ってしなければならない。 一　トラックフォーマットについては、前条第一号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二二に、同条第二号のフレキシブルディスクに記録する場合にあっては日本産業規格Ｘ六二二五に規定する方式 二　ボリューム及びファイル構成については、日本産業規格Ｘ〇六〇五に規定する方式 三　文字の符号化表現については、日本産業規格Ｘ〇二〇八附属書一に規定する方式 2　第十四条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格Ｘ〇二〇一及びＸ〇二〇八に規定する図形文字並びに日本産業規格Ｘ〇二一一に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いてしなければならない。 （フレキシブルディスクにはり付ける書面） **第十七条**　第十四条のフレキシブルディスクには、日本産業規格Ｘ六二二一又はＸ六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。 一　提出者の氏名又は名称 二　提出年月日

備考　表中の［　］は注記である。

様式第五から様式第七までを削る。